

2026 年度

安芸高田市起業支援事業募集要項

◇ 安芸高田市内で起業される方の起業に要する経費に対し、予算の範囲内で経費の一部を助成する事業です。

《補助対象者》

※ 以下の要件のすべてに該当する方が対象です

- (1) 安芸高田市の指定する創業等支援事業者が行う特定創業支援事業を受講した者で申請日時点で支援を受けた証明日から 1 年以内の者
- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 2 条に該当する小規模事業者
- (3) 開業届又は法人設立届の「本店又は主たる事務所の所在地」に安芸高田市を指定している者（予定を含む）
- (4) 市内に住所を有し、新たに市内で事業所を構える者
- (5) 安芸高田市商工会において起業相談を受け、事業の計画作成と実施について支援を得ている者
- (6) 起業の日以後 3 年以上、事業継続する意思のある者
- (7) 起業の日以後に安芸高田市商工会に加入する者。又はすでに加入している者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の適用を受ける事業や公序良俗に反する事業を開始しない者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団に関係していない者
- (10) 市外に本店を有する事業者の支店等として起業しない者
- (11) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき事業を行うものでない者
- (12) 営業に関して必要な許認可を取得している者。ただし、事業所整備後でないと取得できない許認可の場合はこの限りでない。
- (13) 営業日数が週 4 日未満ではない者
- (14) 市税に滞納がない者
- (15) 別表 1 の補助金の交付対象外の業種で起業しない者

《補助率・補助上限額》

補助率	補助上限額
1/2（1,000 円未満切り捨て）	100 万円

《補助対象事業・補助対象経費》

- ※ 起業を行う場合に必要な下記の事業が対象で、申請時には事業に必要なものと特定できる補助対象経費の見積書等も必要です。
- ※ 消費税を除いた額が対象となります。
- ※ 対象者及び3親等内の親族又は対象者設立法人の役員(以下「対象者及び役員等」という。)が契約の相手方である場合は補助対象外です。
- ※ (1)・(3)の事業について、対象者及び役員等が住居あるいは住居兼用で使用する部分については補助対象外です。

補助対象事業	内容	補助対象経費
(1) 事業所改修事業	対象者が起業を行う場合に必要な事業所の改修・取得・建築、改装、修繕(以下「事業所改修」という。)に要する費用	事業所改修に係る需用費(修繕料)・役務費(手数料)・委託料(一般業務に関する委託料・調査設計監理委託料)・工事請負費(単独事業)・財産購入費(建物)。事業所部分を契約上確認できること。また、工事請負費の中に設備備品整備事業が含まれる場合は、見積書等を別々に記載すること。
(2) 設備備品整備事業	対象者が起業を行う場合に必要な設備備品の取得に要する費用	購入代金が1個につき1万円以上の備品購入費(一般備品)。ただし、自動車等車両・自転車・文房具類・パソコン・タブレット端末、事務用プリンター・複合機・カメラ・ウェアブル端末・PC周辺機器(ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・モニター・スキャナー・ルーター・WEBカメラ・ヘッドセット・イヤホン等)・電話機・家庭用電気器具等、汎用性が高く目的外使用になりえるものは補助対象外。また、単なる取り換え更新である設備備品は補助対象外。
(3) 起業開始時事業	対象者が起業開始時に必要な法人登記費用(登録免許税及び印紙税を除く)、事業所を賃借する場合の家賃(起業した月から実績報告を行う月までのうち、連続した3か月分を限度)、商工会加入金など(以下「初期費用」という。)に要する費用	1件当たり5千円以上の初期費用に係る役務費(手数料)、委託料(一般業務に関する委託料)・使用料及び賃借料(不動産借上料)、負担金補助及び交付金(負担金)。ただし、事業所の営業活動に継続的に活用できる初期費用は補助対象外。また、賃借する物件に係る敷金・礼金は補助対象外であり、家賃については事業所部分を契約上確認できること。

《交付申請期間》

※ 4月1日から6月15日の間に交付申請書に下記の書類を添えて産業部商工観光課へ提出してください。(交付申請書・事業計画書等は商工観光課HPからダウンロードしてください。)

- (1) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明の写し(証明日から1年以内のものに限る)
- (2) 安芸高田市起業支援事業計画書
- (3) 開業届又は法人設立届の写し(未提出の場合は実績報告時に必要)
- (4) 個人にあっては住民票の写し、法人にあっては法人登記簿の写し
- (5) 市税の納税証明書(滞納無し証明)
- (6) 補助対象経費を証する書類の写し(見積書等で起業の日前6か月以内のものに限る。また、補助対象経費が工事を伴うものである場合においては、工事着手前の写真)
- (7) 営業許可書の写し(営業許可証が必要である事業の場合に限る。ただし、事業所整備後に限り取得し得る許認可は省略できるが、実績報告時には必要)

《注意事項》

- ※ 交付申請期間終了後、安芸高田市起業支援事業補助金審査委員会による審査を行います。審査の結果、採択され交付決定を受けた場合のみ補助金が交付されます。
- ※ 審査時には申請者によるプレゼンを行っていただきます。
- ※ 非採択の場合も通知します。
- ※ 審査結果の内容については一切お答えできません。

《その他》

- ※ 補助対象事業の実施について不正の行為が認められるときや、3年以内に事業の廃止を行った場合などは、補助金の返還を求めることがあります。

《お問い合わせ先》

安芸高田市産業部商工観光課
〒731-0592
安芸高田市吉田町吉田 791
TEL : 0826-47-4024
E-mail : shokan@city.akitakata.jp

別表 1

日本標準産業分類のうち大分類 C・D・E・F・G・H・I・K・L・M・O はすべて補助金の交付対象業種				
日本標準産業分類のうち大分類 A・B・P・Q・S・T はすべて補助金の交付対象外の業種				
日本標準産業分類のうち大分類 J・N・R については表中のとおり				
大分類	項目名	中分類	小分類	交付対象の別
J	金融業、保険業	62 銀行業	小分類すべて	交付対象外の業種
		63 協同組織金融業	小分類すべて	交付対象外の業種
		64 貸金業等	小分類すべて	交付対象外の業種
		65 金融取引業	小分類すべて	交付対象外の業種
		66 補助的金融業	小分類すべて	交付対象外の業種
		67 保険業	674 保険媒介代理業	交付対象業種
			675 保険サービス業	交付対象業種
記載外の小分類	交付対象外の業種			
N	生活関連サービス業・娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	小分類すべて	交付対象業種
		79 その他の生活関連サービス業	小分類すべて	交付対象業種
		80 娯楽業	803 競輪・競馬等の競走場、競技団	交付対象外の業種
			806 遊技場	下記細分類以外は交付対象外の業種
			809 その他の娯楽	下記細分類以外は交付対象外の業種
			上記 806、809 の小分類のうち、	細分類 8061、8062、8065、8069、8091、8095、8096、8099 は交付対象業種
		記載外の小分類	交付対象業種	
R	サービス業（他に分類されないもの）	93 政治・経済・文化団体	小分類すべて	交付対象外の業種
		94 宗教	小分類すべて	交付対象外の業種
		96 外国公務	小分類すべて	交付対象外の業種
		記載外の中分類	小分類すべて	交付対象業種

備考 産業の分類は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類による。